『令和８年度版　友朋会　身体拘束「ゼロ」宣言』

令和８年６月１日

当会では平成 13 年 12 月に「身体拘束ゼロ宣言」を行い、精神科、内科病棟、介護保険事業所などすべての施設において、精神保健福祉法と介護保険法における身体拘束廃止基準を基に「身体拘束ゼロ」への努力を継続中である。令和６年の診療報酬改定により、一般科においても身体的拘束の最小化が診療報酬とリンクした。また、新たに精神保健福祉法改正による「医療機関における虐待防止措置の義務化」による内容としても、身体的拘束を行わない医療が法的に求められている。さらに、令和８年度の診療報酬改定により「身体的拘束最小化の体制に係る基準」が一般科の全病院に適用されるとともに身体的拘束最小化推進体制加算の施設基準が設けられた。

これらの状況に基づき、当会において、再度「身体拘束ゼロ宣言」を行い、患者さん及び職員に対して、身体拘束を行わない組織として周知徹底するものである。

１．友朋会は、医療、介護、福祉の全ての施設において、理事長・院長、精神科副院長、内科副院長、老健施設長、看護部長、法人事務局長、病院事務長の常勤理事が先頭に立ち、身体拘束「ゼロ」を目指す

２．精神保健福祉法、介護保険法における身体拘束廃止基準、診療における「身体的拘束最小化の体制に係る基準」等のすべてに照らし合わせて、身体拘束にあたるものは全て実施しない身体拘束「ゼロ」を目指す

３．幹部職員及び医師は精神保健福祉法、介護保険法、診療報酬上の考え方及び基準の内容を率先的に熟知し、全職員への周知を徹底する

４．全職員に対して身体拘束「ゼロ」を目指すための研修会を実施し、その徹底を図る

５．当会が身体拘束をしない医療、介護、福祉を実践することを患者さん、利用者さん、ご家族にしっかりと説明し、理解していただく努力を怠らない

６．身体拘束に関わる用具の管理を一元化し、現場の判断だけによる使用を未然に防ぐ体制を構築する

７．やむを得ず身体拘束をした場合には、ホームページや院内掲示板において、身体拘束の数とその理由を公表できるようにし、透明化を徹底する

身体的拘束を実施している割合

	令和８年８月 ～ 令和８年１０月	
療養病棟入院料１（東２病棟 東３病棟）	0.00%	0.00%
地域一般入院料３（東１病棟）	0.00%	

＊加算算定対象の病棟です。
＊定められた計算方式にて算出した実施割合です。

	令和８年８月 ～ 令和８年１０月
精神科病棟（西１・２・３・５病棟 南１・２・３病棟 南西１・２病棟 中央１・２病棟）	0.01%

＊加算算定対象の病棟ではありませんが、上記同様、定められた計算方式にて算出した実施割合です。